

大阪市住之江区役所総務課 育休代替臨時的任用職員（事務職員）募集要項

1 募集人数

1名

2 業務内容

庶務関係業務（文書作成、データ等の入力、その他事務（電話、窓口等での応対業務を含む）等）

3 受験資格

次の受験資格をすべて満たす者がこの試験を受けることができます。

- (1) ワード・エクセル等のパソコンソフトの基本的な操作ができる者
- (2) 電話受付・接客等業務の経験を有する者
- (3) 日本国籍を有する者

（注）公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできないという原則）に基づき行われます。

- (4) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 任用期間

令和7年6月1日から令和7年9月30日まで（予定）

※育児休業取得者の申し出により、任用期間を延長する場合があります。

5 勤務条件等

- (1) 勤務時間・日数

午前9時00分から午後5時30分（休憩45分）

1日あたり7時間45分 週5日勤務

※時間外勤務について、必要に応じて従事していただく場合があります。

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 勤務場所

大阪市住之江区役所4階 総務課（大阪市住之江区御崎3丁目1番17号）

(4) 給料

報酬（月額）：213,556円

※上記報酬は募集時点のものです。給与改定等により変更されることがあります。

※職歴等がある場合は、その経歴に応じて加算されることがあります。

※上記の他に、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当、住居手当、扶養手当等があります。

(5) 休暇等

「臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」に基づき付与されます。

ア 年次休暇

付与日数：7日

（付与期間：令和7年6月1日（任用日）から令和7年9月30日まで）

イ 特別休暇

- ・夏季休暇 ・忌引休暇 ・結婚休暇
- ・災害等による通勤時の出勤困難な場合
- ・生理休暇 ・妊娠障害休暇 ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇
- ・育児参加休暇 ・育児時間休暇 ・子の看護休暇 ・短期介護休暇
- ・ドナー休暇 等

その他、部分休業制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。

(6) 社会保険

大阪市職員共済組合

(7) 服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

(8) その他

受験資格がないこと、申込みの内容や提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には、合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

(1) 筆記（論文）試験（以下「筆記試験」という。）

(2) 口述（面接）試験（以下「口述試験」という。）

7 選考日時及び選考会場

日時：令和7年5月16日（金曜日）午後（予定）

場所：大阪市住之江区役所 会議室（大阪市住之江区御崎3丁目1番17号）

（注）応募人数により、日時及び場所を変更する場合があります。

詳細な時間及び場所については、「受験案内」により通知します。

（注）指定の集合時間に遅れた場合は、受験できません。

8 申込方法

【申込書類等】

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお、郵便等の場合は、必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）でお申し込みください。

（注）次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

- (1) 大阪市住之江区役所総務課 育休代替臨時的任用職員（事務職員）採用申込書 1通

（注）本市所定の様式に必要事項を記入してください。記載欄が足りない場合は、別紙等に記載してください。

（注）過去3か月以内に撮影した上半身・正面・脱帽の写真を必ず貼付してください。

- (2) 申し立て書 1通

（注）本市所定の様式に必要事項を記入してください。

- (3) 「受験案内」送付用の定形封筒（長形3号） 1通

（注）宛先を記載のうえ、320円切手を貼付してください。切手の貼付がない場合は「受験案内」が送付できません。

【申込書類等の受付期間等】

- (1) 持参する場合

ア 受付期間

募集開始日から令和7年5月8日（木曜日）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前9時から午後5時30分まで

イ 受付場所

〒559-8601 大阪市住之江区御崎3丁目1番17号

大阪市住之江区役所4階 総務課

- (2) 郵便等で送付する場合

ア 受付期間

募集開始日から令和7年5月8日（木曜日）まで（当日必着）

（注）「臨時的任用職員採用試験申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、

送付してください。

イ 申込書類送付先

上記(1) イと同じ。

【「受験案内」の送付】

試験時間等の詳細については、令和7年5月9日（金曜日）までに特定記録郵便にて送付する「受験案内」により受験者本人あてに通知します。

なお、令和7年5月14日（水曜日）午後1時まで「受験案内」が届かない場合は、同日午後5時までに住之江区役所総務課へ連絡してください。

9 合否

合否については、令和7年5月19日（月曜日）頃にすべての受験者本人あて郵送で通知します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

【注意事項】

- (1) 筆記試験及び口述試験の成績が一定基準以上かつ最上位の者を合格とし、次の順位以下の者は補欠合格とします。
- (2) 補欠合格者は、「大阪市住之江区役所総務課 育休代替臨時的任用職員（事務職員）採用候補者名簿」（以下「採用候補者名簿」という。）に筆記試験及び口述試験の合計得点順で登録されます。
- (3) 合格者が採用を辞退した場合は、補欠合格者のうち最上位の者を繰り上げ合格とします。また、繰り上げで合格となった者が採用を辞退した場合も同様に、次の順位の者を繰り上げ合格とします。
- (4) 採用候補者名簿の登録期限は、令和7年9月30日とします。
- (5) 採用候補者名簿に登録されても、採用時期が令和7年6月1日以降となる場合や採用がされない場合があります。
- (6) 合格後、あるいは採用候補者名簿に登録後、受験資格がないことや申込みの内容に虚偽が認められた場合は、合格や採用候補者名簿の登録を取り消すことがあります。
- (7) 受験者の成績が一定基準に達しない場合は、合格者をなしとする場合があります。

10 試験結果の開示

試験の結果、不合格の場合は、申し出ることにより試験の成績（筆記試験及び口述試験の得点及び順位）をお知らせします。

令和7年5月20日（火曜日）から令和7年5月27日（火曜日）までに（午前9時から午後5時30分まで・土曜日、日曜日を除く）、大阪市住之江区役所総務課にて開示しますので、受験者本人であること証明できる書類（顔写真があるもの：マイ

ナンバーカード、運転免許証、パスポート等）を持参のうえ、口頭で申し出てください。

11 その他

- (1) 受験に際して提出された申込書類等は、受付後、返却しません。
- (2) 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

12 問合せ先

大阪市住之江区役所 4 階 総務課

〒559-8601 大阪市住之江区御崎 3 丁目 1 番 17 号

電話：06-6682-9625 ファックス：06-6686-2040

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第 4 条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第 8 条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること。
- ・勤務時間中は、喫煙をおこなわないこと。
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと。
- ・入れ墨の施術を受けないこと。